

時価会計・減損会計 (会計と税と法の間)

商法34条【資産評価の原則】

一、流動資産ニ付テハ其ノ取得価額ヲ附スルコトヲ要ス 但シ時価ガ取得価額ヨリ著シク低キトキハ其ノ価額ガ取得価額迄回復スルト認メラル場合ヲ除クノ外時価ヲ附スルコトヲ要ス

二、固定資産ニ付テハ其ノ取得価額ヲ附シ毎決算期ニ相当ノ償却ヲ為シ予測スルコト能ハザル減損ガ生ジタルトキハ減額ヲ為スコトヲ要ス

会計に「強制評価減」という概念があることを知ったのは5年前のことだ。ある会社が暴落した銀行株を保有し大きな評価損を抱えながら本業で獲得した利益に法人税を課税されるのは問題だ、何か良い方法はないかという相談がきっかけだった。方法は二つあったが、専門家のアドバイスを受け辿りついたのが「強制評価減」だった。

この会計概念は、時価が50%以上下落し、その回復が見込めない株式は時価に引き直して評価するというものだ。この強制評価減を使って、その会社は「有価証券評価損」という特別損失を立て利益を圧縮することができた。その結果、法人所得税は大幅に減少した。

その時、「何故50%なのか」は良く理解出来なかった。後で知ったことであるが、それは法人税通達という「通達」で明示されているに過ぎなかった。しかし税の現場では、この通達は憲法のような強い力を持っている。昨年、別の会社が40%程度下落した保有株を評価減して評価損を立てたが、案の定後日の調査で「50%以上下落していない」ことを理由に否認された。私はおかしいと思った。商法は「著シク低キトキハ」と書いてあるだけだ。それが50%か40%は解釈の問題に過ぎない。私は30%でも「著シク」に該当するのではないかと思ったのだ。

ここ数年、時価会計、減損会計等と云った言葉が会計の世界を賑やかしてきた。既に有価証券の世界には時価会計が導入された。又、減損会計の導入の道筋もおおよそ決まった。只、知っておかなければならないのは、こうした会計原則は、先ず大会社(資本金5億円以上、又は負債総額20

0億円以上)の法人から適用され、中小企業は当分の間対象外となるということ、又こうした会計導入によって評価損失を立ててもそれが税計算上の損金と扱われないことである。云ってみれば、「会計と税務の間」の距離が徐々に、しかし確実に広がっているである。

冒頭の条文をもう一度良く読んで欲しい。商法は、流動資産には時価会計を、固定資産には減損会計をやれと云っているように私には読める。何度読んでもそう読める。しかし、企業は長い間そのような原則に従って資産を評価してこなかった。戦後成長期の中で「資産は上がるもの」だったし、取得原価主義が巾を利かせていたという側面があったかもしれないが、本当の理由は違う所にあったのではないだろうか。時価評価や減損会計が税務上の損金と認められないという事情がそれである。

税務上の損金とならなければ、敢えて会計上の利益が減るような措置を取る動機はなくなる。企業会計原則の一つに「健全性の原則」というのがあるが、経営者にとってそんな犬も食わない原則よりも税負担の大小の方が重要だったのだ。当局は収税減を恐れ、社長は利益の減少を恐れた。その結果、日本企業のバランスシートは実質価値から大きく乖離してしまった。

新聞報道によれば、2005年から減損会計の任意導入が始まり、2008年より正式に導入されることが決まった。何故何年も先のことになるかと云えば、減損会計が適用となると大赤字になって債務超過に陥る大企業が続出し、そうした企業周辺から早期導入反対の合唱が起こっているからだという。つまり時間的猶予を与えるから、その間に対応しろということらしい。何だか情けない話だが、この現実には直視する必要がある。

商法は既に昔から時価評価、そして減損会計を「資産評価の原則」としてきたと私は思うのだ。専門家の意見を聞いた訳ではないが、その条文を無視乃至軽視してきたのが日本の会計ではなかったか。

10年来の資産デフレの結果、多くの中小企業が実質時価と乖離した資産を保有している。それを放置している責任の一端は税と金融にある。しかし乍ら、だからといって彼らが責任をとってくれるわけではない。